

批判的合理主義研究

Studies in Critical Rationalism

2021

Vol. 12, No. 2

日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

(2021 年 12 月号)

CONTENTS

<第 31 回年次研究大会自由論題発表報告>

- | | | |
|--|------|----|
| 「方法論的個人主義再考：人間行動と社会制度の経験的テストに向けて」 | 徳丸夏歌 | 2 |
| 「フォン・クリースとマックス・ウェーバー再考 — 『社会科学と因果分析』を斬る」 | 篠崎研二 | 11 |

<第 31 回年次研究大会シンポジウム：「グローバル化とナショナリズム」発表報告>

- | | | |
|-----------------------------|------|----|
| 「ナショナリズムは批判的合理主義の観点から擁護可能か」 | 施 光恒 | 14 |
|-----------------------------|------|----|

方法論的個人主義再考：人間行動と社会制度の経験的テストに向けて

徳丸夏歌（立命館大学）

1. はじめに

個人の合理的行動を前提する方法論的個人主義は20世紀以降、オーストリア学派や新古典派をはじめとする経済学理論において、その基幹的手法とみなされてきた。これは、19世紀後半のメンガー、ワルラス、ジェボンズらのいわゆる限界革命において、個人の欲望とその満足を前提とした市場分析から近代経済学が発展したと無関係ではない。オーストリア学派第三世代に属するとされるシュムペーターは、以下のように述べている。

純粹理論の方法の個人主義的特徴を強調しておくことは有用である。近代のほとんどの著者は、欲望とその満足から始め、多かれ少なかれ、排他的に効用を彼の分析の基礎としている。・・・これは不可避免的に、個人を独立の単位または主体として考えることを示唆している。なぜなら、個人のみが欲望を感じうるからである。(Schumpeter 1909, p.214)

一方「方法論的個人主義」の定義には多くのヴァリエーションが存在し、それぞれ方法論的、認識論的に異なる文脈で用いられており、ホジソンが指摘するように、統一した見解があるわけではない(Hodgson 2007, p.212)。たとえば新古典派経済学においては、いわゆる経済人 *homo economics* と呼ばれる、効用最大化、完全合理性、完全情報という、非現実的ではあるが、厳密な個人定義に基づき、数理

モデルが構築される。一方でマックス・ヴェーバーは「目的合理的行動」という、より包括的な定義を採用し、広範な社会学分析への適用を意図する。また、新古典派の経済人に対する批判的文脈において提出された、H.サイモンの「限定合理性 *bounded rationality*」の定義に基づく理論も、一つの方法論的個人主義のヴァリエーションと看做されよう。

一方で、こうした方法論的個人主義に分類される理論は、様々な要因が複雑に絡み合い、実験による検証が困難な社会科学が、他の擬似科学から峻別される、経験的かつ厳密一般性を有した命題を提示しうるかという、認識論的問題意識—いわゆる境界設定問題—から発生していることは、注視されるべきである。すなわち、総体としての社会現象それ自体は複雑かつその観察のみでは科学法則の導出が困難であるが、そうした社会現象はすべて、「諸個人によって」引き起こされる。したがって、社会現象の主原因たる個人とその行動分析は、社会科学における因果法則を導くための基礎となるべきである、という認識論的立場である。すなわちワトキンスが述べるように、「社会現象が諸個人から生み出されるのであれば、それらは個人主義的にしか説明され得ない。」(Watkins 1952, p186)こうした社会現象の主原因として個人行動をみなし、その分析を社会科学法則導出にとって不可欠とみなす見解は、方法論的個人主義とみなされる論者に共通したものである。

したがっていずれの方法論的個人主義の立場においても、1. 諸個人の行動およびその相互作用によって（原因）、2. 特定の社会的帰結が引き起こされる（結果）という因果的な説明が前提されているが、こうした命題の

観察と経験的テストは、主に後者に向けられてきた。これは、ある社会現象（例えばある財の市場における価格決定）に関係する個人の数が膨大であり、かつそうした諸個人について、各人の判断や選好、行動の多様性を含むために、個人とその行動については、各論者の認識や（ときには恣意的であるかもしれない）パターンとしての個人行動の定義に依拠したことによる。前述の方法論的個人主義の多様性とコンセンサスの不在の背景には、こうした事情があろう。

一方で近年の行動経済学や実験経済学は、諸個人の行動とその社会的帰結を経験的に検証する、新たな手法を提示している。無論、そうした経験的テストによっても、個人行動は各自の選好や国籍、文化、習慣、性別、年齢、信条などによって、決して画一的でないことが示される一方、ある社会条件下において、大多数が取る行動パターンも数多く観察されている。したがって、社会現象の原因たる個人行動は、理論家による（恣意的であるかもしれない）定義ではなく、より経験的な検証を経た命題として、提示されうる可能性が広がったと言えよう。しかしこうした行動経済学の手法の出現は、厳密ではあるが非現実的な新古典派「経済人」モデルの経験的反証、といった文脈で評価される傾向が強かったために、そうした手法による経験的テストが、社会科学的知识の発展にどういった貢献をなしうるのか、といった認識論的議論は十分になされてこなかった。

本稿の狙いは、方法論的個人主義において、個人行動がどのような位置付けを占めるべきかを、認識論的に再検討することである。そして、方法論的個人主義によって導かれた社会科学命題が、どのように経験的に検証されるべきかについて再検討することにある。本稿でははじめに、方法論的個人主義が歴史の中で、社会的因果関係分析として提示されたことについて、概観する(第二節)。次に、方法論的個人主義における反証可能性を担保

するために提示された、ポパー＝アガシの制度個人主義について、批判的に検討し（第三節）、ノースの公式・非公式ルールとの区別を取り入れつつ、二元方法論的個人主義を提示する（第四節）。最後に、二元方法論的個人主義の適用について公共財ゲームの事例を挙げつつ論じ（第五節）、結論づける（第六節）。

2. 社会的因果関係分析としての方法論的個人主義

前述のように、方法論的個人主義の立場はいずれも、社会事象がすべからず、諸個人の行動によって引き起こされるために、社会的因果法則は全て、そうした個人行動から説明されるべきであると考ええる。おそらく多くの方法論的個人主義がその起源とする、メンガー『国民経済学原理』(Menger 1871) 第1章の記述を見てみよう。メンガーによれば、「物が財となるためには・・・次の4つ前提がそろわなければならない。」

1. 人間の欲望.
2. ある物をこの欲望の満足との因果的連関のなかにおくことを可能にするようなその物の諸属性.
3. 人間の側でのこの因果連関の認識.
4. その物を上記の欲望の満足のために実際に用いることができるように、それを支配すること.

メンガーはここでの行動分析を出発点に、市場取引、利子などの理論へ発展させる。すなわち、メンガーが提示するいずれの経済理論においても、こうした人間の認識と行動が、前提されていることになる。

上述の命題は十分に反証可能性を満たす一方で――メンガーはおそらく、こうした人間の経済行動は、観察によって自明であるため、テストは不要と考えていたが――、多くの反証を観察によって見出すこともまた、可能である。すなわち、あるリンゴを支配（所有）し、そのリンゴを食べたいという欲望を持つ個人が、その宗教的信念から、当該のリンゴを

貧しい人に与える選択をした場合、そのリングは当人の欲望満足または市場取引のために利用されず、財としての属性を失うことになる。

こうした経験的に観察される、個人の動機や行動の多様性について、ヴェーバー(Weber 1908-1917)やミーゼス(Mises 1949;1962)はメンガー以降、より包括的に行為を定義することによって、乗り越えようと試みた。すなわち、目的合理的行為であり、ここにおいては、「目的」が欲望満足だけでなく、そうした範疇を超えた価値（たとえば相互扶助や他者愛）も「目的」として想定されているために、特定の価値を満たすための合理的行為などの行為パターンも説明可能であることになる。

しかし目的合理的行為の問題点は、個人に多種多様な目的があるとすれば、ほぼ全ての行為が「目的合理性」の範疇に包摂されてしまうことであり、論理的にはトートロジーの構造を有しており、それ故、反証可能性や予測可能性を失うことである。例えば、トートロジー命題 T「明日は雨が降るか降らないかのどちらかである」と、命題 B「明日は野球の試合が行われる」があるとしよう。T→B は、T→B のとき真、T→¬B のとき偽であるが、T は恒真であるから、もっぱら B にのみ依存することになり、T は不要である。同様に、命題 P

「トムは目的合理的に行為する」という命題は、買い物をする、他者に施しをする、憂さ晴らしのために酒に溺れる、といったいかなる行為もその範疇に含まれるため、反証可能性を持たないことになる。

ミーゼスやヴェーバーの書物自体がよく読まれた一方で、彼らが提示した目的合理性の範疇が実際の経済理論にはほとんど適用されず、メンガーの行為命題が数理的な洗練を経て、近代経済学へ引き継がれていることには、こうした背景があるだろう。また一方で、「欲望満足」の範疇に含まれない行為（た

例えば個人の寄付）と、そうした行為から導かれる社会現象（寄付による NGO 活動）を社会科学はどのように扱うべきか、方法論的個人主義における反証可能性はどのように担保されるべきかという問いは残るのである。

3. ポパー＝アガシ制度個人主義と反証可能性

ポパー (Popper 1994)は、こうした社会科学における多様な人間行為の問題を回避しつつ、合理性原理を「方法論的方策」として導入し、反証を社会的状況に向けることによって、「より良い理論」への発展が可能であるとする。ポパーによれば、社会科学は社会状況についてのモデルであり、「タイプとしての説明」である。ポパーは社会的モデルを活動させるために、行為者は「状況に対して適合的に行動する」とする「合理性原理」が必要であるとし、方法論的個人主義の立場をとる。

一方ポパーは、合理性原理は「真理への良い近似ではあるが、真理ではない」とし、また、合理性原理は、経験的説明理論でも、テスト可能な仮説でもないとする。すなわちポパーによれば、人が非合理的に行動するのはしばしば観察されるが、こうした事実によって合理性原理を反証したとしても、社会科学の知識の発展にとっては、より良い成果を生まない。社会モデルが反証された場合、合理性原理を責めずに、社会状況としてのモデルを責める方が、より多くを学ぶことができるとし、これを「状況の論理 situational logic」と呼ぶ。

ポパーは、「状況の論理」として行為を理解し、合理性原理を経験的にテスト可能な仮説と見なすことで、社会科学が心理主義的な（従って客観的批判が不可能な）理論となることを回避することを意図していた。たとえば、カール大帝が行なったある行為について、研究者が彼の性格や心理によって説明を試

みるならば、研究者側の主観的判断が入りこみ、また、客観的な検証や批判が不可能である。しかし、カール大帝が置かれた状況について、当時の客観的事実を集めて分析するならば、「カール大帝と同様の状況に置かれたならば、誰でもそのように行動した」というように、状況への合理的反応（合理性原理）として、行為が客観的に理解されうる。「行為の客観的な「理解」とは、行為が客観的に状況に適合したものであったことを認識することなのです。」（Popper 1996 p.79; 邦訳 137 頁）ポパーはこうした「状況の論理」は、社会的世界を前提するとし、社会的世界は、法律や大学制度、警察権力、教会や国家、婚姻、慣習などの社会制度から成るとする。

アガシ(Agassi 1975)は、こうしたポパーの方法論的個人主義を、行為を個人の心理や性格に還元して説明しようとする心理個人主義と区別し、制度個人主義として定式化する。たとえば、環境負荷が低い値段の高い電気自動車の売り上げが伸びているとしよう。この現象は当然ながら、「ディーゼル車ではなく、電気自動車を買う」諸個人（消費者）の判断と行動に起因している。しかし、そうした行動を、あるひとが環境保護に熱意を持っているために電気自動車を買ったとか、社会的ステータスの象徴として買ったとかいう、個人的動機や心理の問題としても説明は可能である。しかしこうした命題は客観的な検証が不可能であり、たとえ偽でないにせよ、多種多様な個人の動機や性格から、社会現象が心理的、主観的に説明されることになる。代わりに、以下のような推論を考えよう。

前提Ⅰ（社会的条件）： 環境負荷の少ない自動車購入に、政府補助金が支給される
合理性原理： 社会状況に対し、諸個人は合理的に反応する

前提Ⅱ： 電気自動車はガソリン車より、環境負荷が少ない

結論： 諸個人はガソリン車より、電気自動

車を購入する（電気自動車の売上が上昇する）

もちろん、こうした推論については、自動車やガソリンの価格など、他に考慮しなければいけない条件が多数あるが、ここでは無視できるとしよう。上記の推論では、合理性原理は反証可能ではないが、個人行為が発動する前提として機能している。そして、対象となる現象は、個人が合理的に反応する社会的条件としての制度によって、説明される。こうした推論は、たとえば「ある環境関連法が、電気自動車の売り上げを伸ばす」といった、より社会科学的に実り多い仮説の提示とテストを可能にするであろう。

4. 公式・非公式のルールとの区別と、二元制度個人主義

反証やテストを、諸個人の動機や行為自体ではなく、行為を引き起こす社会状況に向けてすることで、社会科学の反証可能性を担保する一方で、ポパーは「状況の論理」の実際の社会科学における適用やテストについては、多くを論じていない。ポパーは社会科学のテストは主に歴史であると主張しているもの、実際の社会科学においては、歴史以外にもさまざまなミクロ・マクロのデータや事実の収集分析によるテストが可能であり、不可欠である（家計や企業の統計データ無しには、今日の経済学は不可能である）。同様に、アガシは「制度個人主義」という定式化によって、行為を心理的ではなく、社会状況としての制度の帰結として説明する方法論的個人主義の立場を区別することに成功しているが、その適用と検証については、詳細に論じていない。これはポパーもアガシも科学哲学者であり、社会的知識の認識論を問題としていたことを考慮するならば当然であるが、制度個人主義の実践的な適用と経験的テストのあり方について、より詳細に論じることには意義があらう。本節では、ポパー＝アガシの制度個

人主義について、ノースの公式・非公式のルールとの区別を取り入れつつ、二元制度主義として再構成することを提案する。

ノース(North 1991)は、制度を「(人間が相互作用する社会の) ゲームのルール」として定式化し、「制度は、非公式の制約(制裁、タブー、習慣、伝統、行動規範)」と「公式のルール(憲法、法律、所有権)」から成る」(p.97)とする。ここでのノースの制度の定義は、個人が行動に際して(合理的に)反応する社会状況であり、制度個人主義と看做されうるものであるが、ポパーやアガシよりもより具体的である。ノースの定式化が重要であるのは、いわば強制的に行為を統制する公式ルールと、強制力はないが実際にはある社会に属する多くの人々の行動を制約する非公式のルールを、区別しつつ制度として定義し、提示したことであろう。先述の電気自動車の事例に戻ろう。「電気自動車の売上が上昇した」という社会的事実の説明についてノースの制度定義を用いれば、下記のような推論が可能である。

前提Ⅰ(制度条件)：

a. 環境負荷の少ない自動車購入に、政府補助金が支給される(公式ルール)

b. 環境負荷の少ない行動をすべきという、社会規範が流布している(非公式ルール)

合理性原理：制度に対し、諸個人は合理的に反応する

前提Ⅱ：電気自動車はガソリン車より、環境負荷が少ない

結論：諸個人はガソリン車より、電気自動車を購入する(電気自動車の売上が上昇する)

前提Ⅰbは、ある社会において受け入れられている価値規範が、個人が合理的に反応する社会状況として提示されている点で、心理主義的説明とは異なることに注意すべきである。すなわち、環境保護への情熱や社会承認など、電気自動車の購入を心理的に説明する

ことは常に可能であるが、そうした説明は主観的で客観的な検証が困難であるばかりでなく、多種多様な動機を持った個人が存在する社会にあって、社会的帰結を十分に説明しない。しかし、ある社会にあって、ある程度支配的な規範が存在し、そうした規範に諸個人が合理的に反応した結果として、社会的帰結を説明することは、十分妥当性を持つであろう。

また、ここで注目すべきは、上述推論における前提は、自然科学のようないわゆる普遍命題(例：人は皆、死ぬべきものである)ではないが、社会的趨勢としての社会規範(非公式のルール)は、十分に社会的帰結を説明する前提となりうることである(趨勢原理)。すなわち、その社会における全ての人が温暖化効果ガスの削減が重要であると考えていないにせよ、一定程度そうした価値が社会のなかで受容されているのであれば、そうした規範はある社会的帰結(電気自動車の売上が上がる)を生み出す要因となりうる。

ポパーはこうした社会規範や法律のいずれも「制度」であり、個人が合理的に反応すると想定される社会状況であると見做していたが、社会科学命題の経験的テストに際しては、公式・非公式のルールとの区別が重要となる。なぜなら、もしも一般に望ましい社会的帰結が、公的ルールとしての制度によってのみ導かれるとすれば、各国の制度や政策は類似または収束するであろうが、1990年代以降の東西冷戦対立軸の消滅した現在においても、世界各国の社会経済制度は多様である。また、ある国や地域で成功した政策や制度が、必ずしも別の国や地域で成功するわけではないことは、数多くの事例が示している。

こうした制度の多様性は、教育や資源や技術の有無などの条件の違いはもちろん、各国には異なる文化、慣習、歴史、宗教、社会規範や慣習があり、非公式ルールが存在することに起因している。たとえば、コロナウィルス感染拡大防止のために、スウェーデンや日

本は、ロックダウンではなく、比較的緩やかな政策を取った。その効果についてはさまざまな視点からの検証が必要であろうが、少なくともこうした政策は、(マスクの着用や手洗などの) 非公式ルールとしての行動規範によって補完されており、強制的政策と比べても劣ることのない成果をあげている。しかし、同様の政策が、衛生維持の習慣や、社会的協調の規範がない国や社会で実施されていたとすれば、異なる結果をもたらしたかもしれない。

5. 二元制度個人主義とその経験的検証への応用

それでは、二元制度個人主義における社会科学の命題は、実際にはどのように経験的にテストされるべきだろうか。ここでは、前節の論理的推論のテストについて、実際の経済学における検証方法を事例として挙げつつ、論じる。

先程の推論の事例に戻れば、前提 Ia で示された公的ルールとしての制度条件は、法律施行によって自明であり、また結論で示される社会的帰結は、多くのデータが利用可能であるため、検証は比較的容易であり、実際多くの研究がそのスタイルをとっている。すなわち、政府のある政策（たとえば電気自動車補助金）の施行前と後について、電気自動車の売り上げを比較検証したならば、その政策効果についての統計的推定は可能である。無論、こうした仮説検証においても、所与の制度条件に対して、企業や個人が合理的に反応した結果、総体としての社会的帰結が生じる、といった合理性原理が内包されていることについては、留意すべきであろう。たとえば、「関税撤廃政策（前提）によって、GDP が上昇（下落）した」といった、公的ルール→社会的帰結（前提 Ia→結論）の論理的推論には、当該政策への企業の合理的反応の結果として、企業が輸出量を増加させ、GDP が上昇する（あるいは企業が海外直接投資を増やし、

国内失業率が上がり、GDP が下落する）といった、合理性原理が推論に内包されている。こうした仮説の形成とテストは当然ながら、ある制度が目指す目標にとって効果的であるか否か、あるいは（不平等の拡大といった）副次的な効果を産まないか、といった効果を測定することとなり、政策策定にとって重要な実践的意義がある。

加えて、公式ルールとしてのある政策や経済体制が長期的にどのような帰結をもたらすかについては、ポパーが述べるように、歴史的事実やデータによる比較制度分析によって、テスト可能である。例えば旧東ドイツと西ドイツのデータを比較するならば、その分断初期を除けば、明らかに一人当たり GDP などの西ドイツの経済パフォーマンスが良いことが検証されうる。無論、GDP だけが望ましい社会的帰結ではないため、他のさまざまな指標による検証が必要である、歴史的事実やデータは、制度の長期的検証にとって重要である。

公式ルールだけでなく、社会規範などの非公式のルールとしての制度が、どのような個人行動や社会的帰結をもたらさうかという仮説の検証においては、行動経済学や実験経済学における分析手法が、一つの助けになるであろう。最も代表的な経済実験の一つである、公共財ゲーム実験について考えよう。ここでは、実験参加者は毎回、一定の初期保有金額（たとえば 10 ドル）を与えられ、そのうち一定金額 x ($0 \leq x \leq 10$) を公共財に配分し、残額を自己保有に配分する判断を行うよう、求められる。全参加者の公共財投資総額は、 m ($1 < m$) 倍されて参加者人数(n 人)で割られて各自に配分され、各個人は公共財からの配分と、自己保有分を利得として受け取る。従ってある個人 i の利得 π は、下記のようになる。

$$\pi_i = m \sum_{k=1}^n \frac{x_k}{n} + (10 - x_i)$$

右辺第一項が公共財への参加者全員の投資から受け取る利益であり、第二項は自己保

有分である。ここでの望ましい帰結を、功利主義的に規定するならば（最大多数の最大幸福）、全参加者が初期保有金額を全て公共財に投資することであり、その場合、全参加者の総利得が最大化される。しかし、他の参加者が公共財に投資する状況下で、ある個人が公共財に投資しなかった場合、その個人は公共財の利益だけを受け取ることになり（ただ乗り）、自己利益は最大化される。そうしたただ乗りは全ての参加者に可能であるために、完全合理性・利潤最大化行動を前提する新古典派理論予測に従えば、参加者は公共財にまったく投資しない。すなわち、公共財ゲームの参加者は、公的利益と自己利益が相反するかもしれない仮想的状況の中での判断を求められているのである。

こうした経済実験の手法において重要なことは、参加者の公式ルールへの反応と行動、参加者が事前に有している社会規範に従った行動、非公式ルールの相違に起因すると考えられる行動パターンの地域や国による違いなどが、観察可能となることである。公共財実験研究においては、1) ただ乗りが可能であるにも関わらず、多くの参加者が、社会的利益（公共財）を考慮した行動を取ることで、2)（罰則等の）新たなルールの導入が、参加者の協調行動を促進したり減退させたりすること（Ostrom 1990; Fehr & Gächter 2000）、3) 実験が行われる国や地域によって、行動パターンやルール変更への反応に相違が見られること、などが報告されている（Herman et al 2008）。すなわち、公式ルールの変更は参加者の行動パターンを変更させ、公式ルールの範囲内においても、社会規範（社会的協調等の）といった非公式のルールがまた、参加者の行動を制約している。そして、そうした社会規範の質や度合いは当然のことながら、国や地域によって異なるのである。

こうした検証方法はもちろん、仮想的なものにすぎないが、少なくとも参加者が属する

社会の規範意識と、そうした非公式のルールから導かれる行動パターンを、条件が統制された空間で観察可能にする。すなわち、前述の[前提 Ia+合理性原理+前提 II]→結論という論理的推論は、公式ルールと他の社会条件に対してのみ個人が合理的に反応することを含意しているが、個人は彼または彼女が属する社会の慣習や行動規範に従って生活しているのであるから、公式ルールに加えて、前提 Ib の非公式ルールがどういった行動や社会的帰結をもたらすかを検証することで、制度個人主義における社会科学理論の、多様な批判的検討が可能であろう。また、公共財ゲームのみならず、こうした社会規範の検証には多様な方法が提示されており、たとえば、仮想市場法によるアンケート調査を用いた方法では、ある公共施設（たとえば森林公園）への投資について、いくらならば払えるか、といった質問に参加者に行うことで、参加者の公共財への選好を検証している。

公式ルールと非公式ルールが政策論的に重要であるのは、先ほど論じたように、政策効果がしばしば、非公式ルールの存在によって補完されたり、あるいは阻害されたりする可能性があるからである。たとえばゴミの分別といった政策に対し、実質的な罰則がないにも関わらず、多くの市民が従うのは、そうした分別が環境にとって重要であるという規範が存在するためである。あるいは、そうした規範がない社会において同様の政策を取った場合、不法投棄などのよりマイナスの効果をもたらすかもしれない。非公式ルールと公式ルールが、そのように相互作用しながら（補完的か、独立か、背反するか）、一定の（合理性原理に基づく）行動を引き起こし、ある社会的帰結をもたらすかについて検証することで、より社会科学の検証は豊かになるであろう。

無論、こうした実験経済学の検証方法は、統制された人工的な空間内における観察であり、他の歴史的事実やデータなどの、実際

の社会における検証方法と総合的、補完的に用いられるべきである。しかし、こうした実験による観察が、実際の現実社会からデータを導いていないからといって、命題の検証方法として、無効であることを意味しない。ある薬がウィルスを殺す効果が、実験室の試験管やマウスにおいて確かめられたからといって、その薬が全ての患者に有効だとする一般化を行えば、我々は帰納的推論の謝りを犯していることになるが、一方でそうした実験室における検証結果を、すべて棄却すべきということにもならないであろう。

6. まとめ

本稿では、社会科学、とりわけ近代の経済学における方法論的個人主義について、さまざまなヴァリエーションがあるもの、社会的因果律を導く方法として、提示されてきたことを示した。また、ポパーの「状況の論理」、およびポパーを発展させたアガシの制度個人主義が、反証を合理性原理ではなく、社会条件としての制度に向けることによって、社会科学命題の客観的テストを可能にし、よりよい理論に発展させるために提示されたことを示した。そして、ノースに基づき、制度における公式・非公式ルールの特徴を行う二元制度主義として方法論的個人主義を再構成することで、より命題の検証可能性が豊かになることを示した。最後に、公共財ゲームを事例として挙げつつ、近年発達した行動経済学の手法が、公式ルールと非公式ルールとしての制度が引き起こしうる個人行動と社会的帰結について、統制された空間内における観察と検証を可能にすることを論じた。

科学の歴史は、新たな仮説の提示とともに、新たなテスト方法の開発によって、仮説が多様な形で批判的に検証されることによって、科学的知識が発展してきたことを示している。行動経済学はしばしば、経済行動に心理的理解をもたらすものであるとか、新古典派経済学の反証としてその意義を評価されて

きたが、そういった意味でのテスト方法の適用は、決して経済学理論を発展させる批判的検証とはならないであろう。新たな方法が応用されるにあたっては、その方法それ自体も、何をどこまでテストしうるのかについて、認識論的検討が必要とされるのである。

参考文献

Agassi, J. 1975. Institutional Individualism, *The British Journal of Sociology*, 26(2):144-155.

Fehr, E. and Gächter, S. 2000. Cooperation and Punishment in Public Goods Experiments, *American Economic Review* 90(40): 980-994.

Herrmann, B., Thoni, C., and Gächter, S. 2008. 'Antisocial Punishment Across Societies'. *Science* 319 (5868): 1362-67.

Hodgson, G. M. 2007. Meanings of Methodological Individualism, *Journal of Economic Methodology*, 14(2): 211-226.

Menger, C. 1871. *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, Wien: Wilhelm Braumüller. (安井琢磨／八木紀一郎訳『国民経済学原理』日本経済評論社、1999年)。

Mises, L. v. 1949. *Human action: A Treatise on Economics*. New Haven: Yale University Press.

_____. 1962. *The Ultimate Foundation of Economic Science: An Essay on Method*. Princeton: D. Van Nostrand.

North, D. C. 1991. Institutions. *The Journal of Economic Perspectives*, 5(1): 97-112.

Ostrom, E. 1990[2015]. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.

Popper, K. 1994. The Myth of the Framework: in Defence of Science and Rationality. M.A. Notturmo (Ed.), London;

New York: Routledge. (ポパー哲学研究会訳
『フレームワークの神話：科学と合理性の擁護』未来社)

_____. 1996. In Search of a Better World: Lectures and Essays from Thirty Years. London: Routledge. (小河原誠／蔭山泰之訳 『よりよき世界を求めて』未来社)

Schumpeter, J. 1909. On the Concept of Social Value. Quarterly Journal of Economics, Feb09, 23:2, 213-232

Simon, H. 1957. Models of Man, Social and Rational: Mathematical Essays on Rational Human Behavior in a Social Setting. New York: Wiley.

Watkins, J. W. N. 1952. The Principle of Methodological Individualism, The British Journal for the Philosophy of Science, 3(10) 186-189

Weber, M. 1908-1917 [2018]. Max Weber Gesamtausgabe, Abteilung I, Band 12, Verstehende Soziologie und Werturteilsfreiheit, Weiß, J. (Heraus.), Tübingen J. C. B Mohr (Paul Siebeck).

『社会科学と因果分析』の第1章「社会科学とは何か」の冒頭付近に以下の記述がある。

ウェーバーの方法論の形成は、文科系の学術と理科系の学術がどう関わりあうか、への彼なりの答えでもあった。・・・これは当時のドイツ語圏の人文社会科学で激しく闘われた方法論争の一部でもある。自然科学が爆発的な発達を遂げ、従来、人文学が対象としてきた領域まで手を伸ばしてきた。それに対して、人文学や社会科学の独自性をいかにして主張していくのか、という当時の西欧の学術全体を巻き込んだ大論争の、一部だったのだ。

当時、つまり1903-7年あたり、ウェーバーやリッカートは、自然科学の急速な発展にいわば脅威を感じて、「社会科学の独自性」を追求した。その成果の一つがリッカートの『文化科学と自然科学』だったということなのだろう。そこでリッカートは歴史学を自然科学とはまた異なった特徴を持つ科学であるとし、それを「文化科学」と呼んだわけである。しかし私はこれにある違和感を抱く。なぜ「自然科学の目覚ましい成果は喜ばしいことだ。歴史学や社会学もその独自もやり方で頑張る」とは言わないのか？なぜやたら理屈をこねくりまわして「文化科学」をひねり出し、「歴史学も科学だ」と言おうとするのか？だいたい彼らは科学という活動の特質について、いったいどれほど理解していたのだろうか？科学哲学が誕生したのは1930年代で、それ以降ポパーやクーンに至るまで、議論は続き理解は深まってきたが、しかし「科学の定義」などに我々は至っていない。にもかかわらず、リッカートやウェーバーは歴史学

を科学だ、と断言しようとする。要するに彼らは自然科学の急速な発展に脅威を感じ、「歴史学もそれと同等の科学なんだ」と何としても言わなければならないという強迫観念に取りつかれただけのことではないだろうか。それは結局のところ、自然科学コンプレックスの産物ではないか？それはウェーバーらに限らなかった。自然科学の驚異的な成果を目の当たりにして、「科学である」と自称することで自説を正当化しようとする強い動機が生まれたのだ。典型がマルクス主義である。かくして「社会科学」の呪縛に囚われ始めたのだ。

性急に科学であることを求める前に、社会学、一般に学問は何をやっているのか、やるべきなのかをまず考えてみたいと思う。経験的学問に関する限り、それは何か未知のことを説明し、理解しようとしているのである。しかし科学哲学の世界ではこの

「説明と理解」が大問題なのであった。ヘンペルの説明の理論を、あの有名な「旗竿と影」を例にとって思い出してみよう。

30mの高さの旗竿が20mの長さの影を落としていることをどう説明するか？ヘンペルは前提（または初期条件）と法則から、説明すべき事柄を導出することが説明であるとした。この場合、前提は「旗竿の高さが30m、太陽の高度が56.3度」、一般法則は「光の直進性と三角法の原理」である。問題はこの逆の推論も可能だということだ。つまり「影の長さが20m、太陽の高度が56.3度」から旗竿の高さを導出できる。これが旗竿の高さが30mであることの説明になるだろうか？そこで次のストーリーを読んでいただきたい。

（謎の塔）

子供たちの住む町は大きな川によって隣町と隔てられていた。隣町への橋は子供たちの行動範囲からは遠く離れており、誰も渡った者はいなかった。しかし隣町には子供

たちの興味と想像力をかきたてる存在があった。ひととき高くそびえる古めかしい塔である。その高さは誰も知らず、大人に聞いてもわからなかった。100m ぐらいだという人もいれば、200m 近いと言う人もいて、それはずっと謎だった。しかしある日、よそから引っ越してきた少年が子供たちの遊びに加わり、そして謎の塔に話が及んだとき、その少年はこともなげに言った。「塔の高さは 120m だよ」と。子供たちは当然にも 120m であることの説明を求めた。少年の話はこうだった。ある日、川岸を歩いていると、長い影が川を横切ってこちらの岸まで差していた。影の先端の形からして、それは謎の塔の影であることは明らかだった。そこで少年は影の先端の位置に立ち、スマートフォンを取出してグーグルマップを開き、現在地と塔のある場所との距離を求めた。次にグーグルでその地域と時刻での太陽の高度を調べ、電卓アプリを用いて、三角法で塔の高さを計算した。

「旗竿と影」の場合とは一転して、この少年の話を「塔の高さが 120m であることの説明」と表現しても違和感はないだろうと私は思うのだがいかがだろうか？もしこれに同意していただけるのであれば、我々は次の結論を下さざるを得ないと思う。

1. 説明の対象は「謎」である。「謎」と感じないものに誰も説明など求めない。太陽の動きにつれて長さを変えてゆく影は謎であった。しかし目の前に立っている旗竿の高さなど謎でもなんでもなかった。
2. 「説明」とは「謎を謎と感じさせなくする言明」のことである。「謎の塔」の高さは謎であったが、少年の言明によってそれは謎とは感じられなくなった。

「説明」とはこれくらいアバウトなものなのだと思う。さて私は、「謎を謎と感じさ

せなくする」ことを「謎の無力化」と呼ぶことにしたい。「謎の解消」と言いたいところだが、それはできないだろう。というのは、謎と「感じる」も「感じない」も著しく脈絡依存だからである。謎はある特定の脈絡で無力化させられるのであって、別の脈絡ではまた力を取り戻すかもしれないのである。経験的学問の課題は、謎と格闘し、その無力化の方法を案出することだと思う。

これは自然科学でも全く同様である。自然科学者は「自然科学方法論」などには全く興味がなく、クーンが指摘したように

「パズル解き」という謎の無力化に明け暮れている。自然科学の法則には脈絡依存はないが、それが説明になるかどうかについては同様に脈絡依存である。当初、ニュートンの万有引力は重力の説明とはみなされていなかった。遠隔作用などというのは神秘的に感じられたのであるが、やがて人々はこれに慣れ、謎と感じなくなってしまった。しかしアインシュタインは遠隔作用を嫌い、近接作用論がやがて物理学の主流の考え方になる。相対性理論に基づく重力波が観測され、遠隔作用の謎は決着したかに見えたが、量子テレポーテーションという新たな遠隔作用が出現してしまった。遠隔作用の謎は再び力を得たのである。

謎の無力化にはいろいろなやり方があるだろうが、代表的なのは1) 説明を求められた事象（被説明事象）をもたらした物理的な因果関係・法則を提示する、2) 被説明事象の有する機能や効用を指摘する、3) 被説明事象をもたらした諸個人の動機や意図を指摘する、ぐらいだろうが、これらに限られるものではないだろう。この無力化の方法・ツール開発に創意を発揮することこそ、研究者に求められることだと思う。ウェーバーの理解社会学やいわゆる方法論的個人主義などは3)に属する。大塚久雄はウェーバーの方法について次のよう

に述べている。

ひとびとが主観的にどういう意味をこめて目的を設定し、手段を選択しつつ行動しているのか、彼らの行為の意味を理解し、いわば追体験することができますと、それを介して、社会現象における因果連関を確実ににおいかけ、また予測することができる。そういう意味で、社会現象を対象として、自然科学のばあいと同じように、十分に科学的と呼ばれてよいような認識が成立し得ることになるというわけなのです（『社会科学の方法』63頁）

この方法が大塚の言うような意味で科学的認識を与えるということは理解できる。しかしさらに進んで、これが社会科学の方法論だと主張するとなると話は変わる。それは無力化の一手段に過ぎない一つの方法を科学に祭り上げてしまっている。するとほかの手段が科学から排除されてしまわないだろうか？それが「科学の」の方法論だということは、それが「正しい」方法論だということを主張してはいないだろうか？それに、この方法のおかげで有意義な結果が得られた、と言っているうちはまだいい

が、これがそのうち方向が逆転して、「この方法に従っているがゆえに自分のやっていることは正しい」という正当化の論理に堕してしまわないだろうか？

科学というものを明瞭に定義できないのだから科学方法論だってはっきり定義できるはずがない。これは科学に限ったことではない。宗教も哲学も倫理も同様だ。あるのは「宗教っぽいもの」や「哲学っぽいもの」であり、だから「科学っぽいもの」しかないのである。研究者たちが謎と格闘してその無力化に専念し、そのやり方の妥当性について事実と論理に基づいてお互いに議論し、自らの「科学方法論」の優位性など主張しなければ、その様な活動は傍から見て科学っぽく見えてくるのかもしれない。

＊）大会での講演内容は昨年既に Kindle Books で出版しているので、本稿は質問のあった社会科学方法論について私の最近の考えを述べる。

ナショナリズムは批判的合理主義の観点から擁護可能か

施 光恒（せ・てるひさ）（九州大学）

第一節 序——本報告の目的

第二節 ポパーのナショナリズム批判——A・ヴィンセントの議論を手掛かりに

第三節 リベラル・ナショナリズム論の概要——ナショナリティは開かれた社会の条件だと主張する議論

第四節 ポパーのナショナリズム批判にどのように応答すべきか——批判の最適な場としてのネイション

第五節 多数のネイションからなる世界の適切性

第六節 結びにかえて——グローバル化のもたらす問題点に対する意義

第一節 序——本報告の目的

本報告では、カール・ポパーが展開した批判的合理主義の観点から、なんからの形態のナショナリズムが擁護可能であるかどうか検討していきたい。その際、現代政治理論におけるいわゆる「リベラル・ナショナリズム」の理論を参照しつつ考察を進める。また、グローバル化の進展により生じた国内の経済的格差の拡大や民主主義の機能不全、エリート層と庶民層との間の国民の分断といった現代の自由民主主義諸国の直面する問題状況を背景に、ナショナリズムの意義を考える。

ポパー自身は、ナショナリズムに対して否定的だったことはよく知られている。「すべてのナショナリズムや人種主義は悪であり、ユダヤ人のナショナリズムも決して例外ではない」（Popper 1974: 83）などと述べていることから、ポパーが、ユダヤやイスラエルのナショナリズムを含め、すべてのナショナリズムを嫌悪して

いたのは明らかである。

しかし、ポパー自身の実際の態度から離れ、ポパーの展開した批判的合理主義の政治哲学からすべてのナショナリズムが批判され、排除されるべきかに関しては、ポパー研究者の間にも様々な議論がある。批判的合理主義の立場からは、ナショナリズムに一定の意義を見出すことができるのではないかという見解もある¹。

また、現代の英語圏の政治理論には、安定した自由民主主義の政治——つまり「開かれた社会」の政治——には「ナショナルなもの」（ナショナル・アイデンティティやナショナルな文化の共有、国民の連帯意識など）が必要だという主張を行う「リベラル・ナショナリズム」と称される一連の政治理論がある。D・ミラー(1993; 2007=1995)、W・キムリッカ(1989; 2012=2001)、Y・タミール(1993)、C・ガンズ(2003)、C・フロスト(2006)、B・ヤック(2012)、T・スーボマサーン(2012)、Y・ハズニー(2018=2021)などによる議論である。

本報告では、ポパーとナショナリズムに関する先行研究を踏まえつつ、また「リベラル・ナショナリズム」の政治理論を参考にしつつ、批判的合理主義の観点からナショナルなものは擁護可能であるかということを考察していきたい。加えて、グローバル化の進む現代的状況におけるナショナルなものの役割について考えたい。

第二節 ポパーのナショナリズム批判——A・ヴィンセントの議論を手掛かりに

ポパー自身は、ナショナリズムを嫌っていたことは明らかである。ポパーは、さまざまな形でナショナリズム批判を展開している。例えば、前述のとおり、ポパーは自伝でもナショナリズムに対する嫌悪を表明しているし、「ネイションの自己決定」(national self-determination)の理念それ自体を馬鹿げていると否定している

¹ 例えば、立花希一（1988年）や Agassi（1999）

などを参照。

(ポパー 1980=1963: 678-680)。

ポパーのナショナリズム批判は多岐にわたる。本報告では、英国の政治学者 A・ヴィンセントの整理を参考にしたい。ヴィンセント (2005) は、ポパーのナショナリズム批判を「哲学的批判」「社会学的批判」「道徳的批判」「歴史社会学的批判」の四つに大別している。本報告では、このうち前三者に注目し、検討する²。

(1) 哲学的批判

ポパーにとって哲学とは、既存の信念を批判に晒し、より合理的なものに置き換えていく試みである。非合理的な理念や神話、あるいは所与とされているものに疑念を提出し、それらをより良きものへと絶えず修正していくところに哲学が生まれる。ポパーによれば、ナショナリズムとは魔術的な信念であるゆえ、これを疑っていくことこそが哲学の試みだということになる。ポパーにとってナショナリズムは、合理的な政治思想ではなく、ノイローゼや集団ヒステリーなどの社会病理の一種に近い (ポパー 1980=1974 第二部: 299 頁 (注 19))。真つ当な思想とは言い難く、精神病理学の扱うべき範疇に入るものである。

ヴィンセントは、人間の精神に関するよく知られたポパーの理論を援用しつつ、ポパーのナショナリズム観を説明する (Vincent 2005: 40)。ポパーは、人間の精神を見る見方として、大別して二つの立場があるとする。一つは「精神のバケツ理論」であり、もう一方は「精神のサーチライト理論」である (ポパー 1974=1972: 379-402)。

精神のバケツ理論とは、人間の精神を、知覚や知識がため込まれていくバケツのような一種

の容器として描くものである。ここでは、精神はあくまでも受動的なものだと見られる。精神のバケツ理論の見方は、閉ざされた社会の倫理と相性がいい。人々は、外部の様々なものの見方や規範や命令を無批判かつ従順に受け入れる存在としてみなされるからである。ヴィンセントは、ナショナリズムが前提するのは人間精神に対するこうしたバケツ理論の見方だという想定がポパーにはあったと指摘する。ナショナリズムの根底には、人間とは、ナショナルな規範や伝統、偏見などを無批判に受容し、それらに囚われるものだという見方があり、ポパーはそうした見方に賛同しないゆえにナショナリズムにも反対したのだというのである (Vincent 2005: 39-40)。

他方、ポパーが好んだのは、「精神のサーチライト理論」である。こちらでは、人間精神は、外界の認識を得る際に、より能動的・積極的かつ建設的な参加者としての役割を果たす。感覚知覚に反応し、なんらかのかたちで経験を組織化しようとする存在である。ポパーが指摘するように「われわれは、知識を獲得しようとするならば、最も能動的に、探究、比較、統合、一般化に従事しなければならない」 (ポパー 1980=1974 第二部 198 頁; Vincent 2005: 40)。つまり、人間精神は、批判的吟味に常に携わるべきものである。一方的な受け手ではなく、人間とはナショナルな規範や伝統、偏見なども常に批判的に吟味していく者だと考えられなければならないのである。

ポパーはこうした見方こそ、科学的であり、哲学的合理主義なのだと考える。ナショナリズムのような閉ざされた社会の考え方は、人間精神をこうした能動的・批判的な存在だとみなす見

² 四番目の「歴史社会学的批判」は、現実には同質的なネイションや国民国家など存在しないのではないか、あるいはネイションとステイトの境界が一致した「国民国家」など厳密に言えばあり得ないのではないかといった政治的実体としてのネイ

ションの存在に関わるものである。この批判に関する検討は、その他三つのネイションの規範性に関する批判とは様相を若干異にするため、別稿に譲りたい。

方とは相容れない。それゆえ、ポパーはナショナリズムを受け入れがたいと考えたとヴィンセントは指摘する (Vincent 2006, 40)。

(2) 社会学的批判

ナショナリズムの考え方の下では、個人は生まれ落ちたネイションに埋め込まれており、個人のアイデンティティはネイションへの所属（その文化や伝統に対する忠誠や愛着など）によって構成されるものとみなされるとポパーは捉える。そのうえで、こうした見方にポパーは強く反対する。ポパーによれば、アイデンティティとはあくまでも個人的なものであり、たとえ自分のネイションが減びたとしても人々は生き残るし、そうであるべきだと考える (Vincent 2005: 41)。

また、ポパーは、ナショナリズムを人間の原初的な部族主義的本能の現れだと理解する。部族主義的本能は、危険かつ非合理であり、閉ざされた社会を形作る衝動である。部族主義的本能やそれが形成する閉ざされた社会から離れていくことこそ進歩であり、近代化であるとポパーは考える (Vincent 2006: 41-42; ポパー 1980=1974 第一部: 174)。成熟し、進歩した合理的社会はこうした部族主義的本能を明示しない。ナショナリズムや全体主義といった現象は、部族主義的本能が現代においてときおり顔を出した一種の退行現象であり、こういうものとは常に戦っていく必要があると論じた。

ヴィンセントは、ポパーのこうした見方に触れつつ、後述の現代のリベラル・ナショナリズムのように、ナショナリズムが個人主義や自由民主主義を支えうるという近年の主張をポパーがもし知ったら単なるお笑い草だとみなしたのではないかと述べる (Vincent 2005: 42)。

加えて、ポパーにとって、ナショナリズムは人種主義との結びつきが強い。ポパーは、シオニズムも人種主義の一つだと考える。それゆえ、

ポパーからすれば、シオニズムはナショナリズムの最も悪い事例である。あるインタビューでポパーは「私はシオニズムには反対だ。なぜならいかなる形態のナショナリズムにも反対だからだ。(略) 私の出自を恥ずかしく思う」(quoted in Hacohe 2000: 305, n. 49) とまで述べている。

(3) 道徳的批判

ナショナリストは多くの場合、ネイションに何らかの道徳的意義を認める。例えば、ナショナリストは、個人のアイデンティティは少なくとも部分的にはその人のネイションによって構成されていると捉える。そのうえで、個人のアイデンティティが尊重されるべきであるなら、それを形作るネイションも尊重されるべきだ。このように論じるナショナリストは少なくない。だが、ポパーはこうした集団的アイデンティティの原理を虚偽だと論じる。アイデンティティは常に個人的事柄だと捉えるからである (Vincent 2005: 43)。

さらにポパーにとっては、集団の道徳的責任というものはなく、あくまでも責任の主体は個人である。したがって、ネイションの道徳的責任などというものは虚偽であり、単に個人の責任をネイションに転嫁するものに過ぎないとみなす。

加えて、ネイションの大義などといってネイションのために死ぬ者がいるが、ポパーはこのような行為は誤りだと捉える (Vincent 2005: 43; ポパー 1980=1963: 680)。そうしたネイションを正当化する考えは憎悪や残酷さや道徳的麻痺を生じさせる恐れのものであり、正しくないと考えるのである。

第三節 リベラル・ナショナリズム論の概要——ナショナリティは開かれた社会の条件だと主張する議論

以上、ポパーのナショナリズム批判をヴィンセントの整理を参照しつつ見てきたが、ポパーとは逆に、開かれた社会のためにはむしろナショナルなものが不可欠だと主張する議論も現代の政治哲学にはある。1990年代の半ばごろから提起されてきた「リベラル・ナショナリズム」の議論である。

リベラル・ナショナリズムの議論は、自由民主主義の政治が行われるためには、ネイションやナショナルな文化を考慮に入れなければならないと主張する。

リベラル・ナショナリズムの一連の議論の詳細については、私自身、あちこちで論じてきている（施 2005, 2009, 2017 など）。また、近年日本でも若い研究者が幾冊か書籍を出版している（白川 2012; 栗田 2020; 川瀬 2021）。ここではごく簡単にリベラル・ナショナリズム論の要点だけ触れることにする。

（１）国家の文化的中立性の否定——「リベラルな文化主義」

リベラリズムは伝統的に、国家などの政治枠組みの文化的中立性を想定してきたが、リベラル・ナショナリズム論はこれを否定する。

リベラリズムの伝統的理解では、リベラリズムの政治枠組みは、様々な文化を超越した普遍的立場に立脚するものであった。また、その意味で文化的に中立であると捉えられてきた（キムリッカ 2012=2001: 285）。だが1990年代以降、リベラルな政治枠組みの文化的超越性・中立性の想定には、数々の疑問が提示されてきた。

一つの理由は、すべての自由民主主義諸国が、事実上、特定のナショナルな文化や言語を基礎にしていると自覚されるようになり、これを理論にも組み込むべきだと考えられるようになったことである。どの自由民主主義国でも、公用

語や暦などは、一つの、あるいは限られた複数の文化を基礎にしている。福祉や教育などの制度にも、社会正義や教育、雇用などに関する特定の文化的見方が反映している。

また、リベラルな政治枠組みの文化的超越性・中立性の想定の下では、自由民主主義諸国において、文化や伝統に基づく政治的権利要求はいっさい生じることが想定されないか、あるいは非リベラルな要求として扱われることになってしまうが、これはおかしいのではないかという疑念が生じたことも理由である。実際、自由民主主義諸国の内部でも、ナショナル・マイノリティが地域の分離独立や自治を求める要求、あるいは少数者、多数者にかかわらず伝統的な文化や慣習を教育などの公共の場で重視すべきだとする要求などは、頻繁に生じている。これらの要求の多くは、リベラリズム自体に反対するものではなく、自分たちの文化や言語、伝統の要素を織り込んだ形態のリベラルな政治枠組みを求めるものと見るべきである。

こうした理解に立ち、1990年代以降、リベラルな政治枠組みの文化的超越性・中立性のかつての想定は修正されてきた。カナダの政治理論家キムリッカは、修正を経た立場を「リベラルな文化主義」と称する（キムリッカ 2012=2001: 55-60）。リベラルな文化主義とは、いかなる自由民主主義の政治枠組みにも有力集団が規定するところのいわゆるナショナルな文化が不可避免的に反映し、それを基礎として成立していることを意識したうえで、少数者に対する政治的配慮の必要性もまた認識する立場だといえる。キムリッカは、リベラルな文化主義は、政治理論・哲学の分野では現在ではすでに幅広い合意を得たとする。

（２）自由民主主義の前提としてのナショナルなもの

リベラル・ナショナリズム論は、リベラルな

政治枠組みと文化とのこうした新しい理解に立ち、リベラリズムの政治制度に不可避免的にナショナルな文化が反映している事実を認め、議論に組み込もうとする。ナショナルなものがリベラリズムの政治制度の根底にあるという事実を一定程度肯定的に捉える。自由(自律性)、平等、民主主義といった自由民主主義の理念の実現に、ナショナルなものの資するところが大きいと考えるのである。

例えば、自律性の理念とナショナルなものとの繋がりについては次のように論じる。個人の自由な選択、つまり自律的選択が価値を持つためには、選択に値する有意義な選択肢が存在しなければならない(Kymlicka 1989: ch. 9; Margalit and Raz 1990)。選択肢を培い、それに意味を付与するのは、伝統の中で育まれてきた様々な語彙や感情や経験である。すなわち、一連の包括的な文化的文脈、つまりナショナルな文化的文脈があってはじめて個人の自律的選択は価値あるものとなるというのである。

また、平等や民主主義の理念については、人々の間に強い連帯意識や相互信頼感がなければ、これらの理念は実現不可能であると指摘する。例えば、現代社会における平等の実現には、實際上、再分配的福祉政策が必要である。再分配政策とは、恵まれた立場にある人々が自己利益の一部を断念し、恵まれない人々の利益のために差し出すという行為を前提にしている。社会において再分配政策が可能になるには、構成員の間に共通のアイデンティティに基づく強い連帯意識がなくてはならない(Miller 1993: 159)。リベラル・ナショナリズムの論者は、強い連帯意識を可能にする共通のアイデンティティとは、現代にあつてはナショナリティの意識以外にはないという議論を展開する(Tamir 1993: 96, 117-21; ミラー 2007=1995: 163-166)。

民主主義についても同様である。民主政治を運営していくためには、人々は自分の利害や信

条、政治的立場などの相違を超えて、他者と熟議し、必要とあれば自らの主張を穏健化し互いに譲りつつ、納得できる一致点を探すという作業を行わなければならない。連帯意識や信頼感、国や社会に対する愛着がなければデモクラシーに必要な寛容や妥協は生まれず、分裂や対立を招いてしまう(ミラー 2007=1995: 167-171; タミール 2005=1993: 277-281)。リベラル・ナショナリズムの論者は、ナショナリティのみがこの種の連帯意識や信頼感、愛着の念をもたらすと論じる。

加えて、リベラル・ナショナリズムは少数者の権利保障や地位向上にとってもナショナルなものが必要だと論じる(ミラー 2007=1995: 258-266)。一般的に、ナショナリティの強調は、ある社会において、そこにおけるエスニック・マイノリティなどの少数者を排除することにつながってしまうのではないかと懸念されることが多い。しかしリベラル・ナショナリズムの論者は、こうした懸念に対して、ナショナリティの絆がしっかりあるほうが少数者の利益につながる場合も多々あると主張する。

例えば、米国の 1960 年代の公民権運動においては「肌の色が違っても同じ米国人ではないか」といった論法がしばしば用いられた。ナショナルな絆がエスニック・マイノリティの地位向上に役立つと認識されたからである。リベラル・ナショナリズムの論者は、こうした点に着目し、ナショナリティの絆には、エスニシティ上の違い、あるいは宗教やイデオロギー上の違いを超え、多数派と少数派を融和させる力があると論じる(Yack 2012: 38-39)。もちろん、ナショナリティが狭く定義されている場合(例えば「アングロ・サクソン系だけが米国人である」など)、少数者の排斥につながることも多いだろう。しかし、ナショナリティが、諸種の少数者まで含んだ熟議のうえ、柔軟かつ幅広く規定されていれば、ナショナリティの絆は、逆に少数者

の権利保障や地位向上に役立ちうる。リベラル・ナショナリズムの論者は、そのように論じ、ナショナリティの絆の重要性を指摘するのである。

(3) リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想

リベラル・ナショナリズムの議論が理想的な世界秩序として描き出すのは、多数のネイションからなる多元的な世界だと言える。

この点については、イスラエルの政治哲学者 Y・ハズニーの最近の議論が明確であり、興味深い。ハズニーは、西洋の政治の伝統には、理想的世界のあり方について、大別して二つのビジョンが常に存在してきたと述べる（ハズニー 2021=2018: 30-31）。一つは、「多数の国民国家からなる世界」である。それぞれが自分たちの伝統や文化、言語を大切にし、それを基盤とした国を作る。そうした多数の国々からなる世界である。

もう一つは、「帝国」の伝統である。合理的で普遍的な道徳や法を世界にあまねく行き渡らせ、それに基づいて統治が行われる世界である。人類全体が一つの共同体に統合されるという世界像である。

ハズニーは、グローバル化を礼賛する現代の風潮は、後者の帝国の伝統に含まれると見る。つまり、グローバリズムは帝国主義の現代的形態だとみなす。

ハズニーはこのように西洋の政治の伝統を整理しつつ、自由民主主義の政治の理念に真になっているのは「多数の国々（ネイション）からなる世界」だと論じる（ハズニー 2021=2018: 161-166）。

リベラル・ナショナリズムの他の論者も、多かれ少なかれ、ハズニーの議論に同意するだろう。つまり、理想的な世界秩序とは、多様なネイションが、自分たちの様々な文化や伝統、言語を基盤とした自由民主主義的な国を作り、それ

らが共存・共栄する多元的な世界だと捉えるのである（cf. 施 2012）。

第四節 ポパーのナショナリズム批判にどのように応答すべきか

本節では、リベラル・ナショナリズムの議論を念頭に置きつつ、ナショナリズムに対するポパーの批判にどのように応答すべきか考えてみたい。

(1) 「哲学的批判」に対して

ポパーのナショナリズム批判の中核にあるのは、ヴィンセントの分類で言えば「哲学的批判」であろう。ポパーは、ナショナリズムの根底には「バケツ理論」的想定があると捉えた。つまり、ナショナリズムにおいては、人間とはナショナルな規範や伝統、偏見などを無批判に受容し、それらに囚われるものだという見方があるという。

その他の「社会学的批判」や「道徳的批判」も、この「バケツ理論」的想定から由来するものだと考えられる。個人のアイデンティティがナショナルな集団への所属によって規定されてしまうと受け取り、それを否定するのが「社会学的批判」である。ナショナリズムは個人の道徳的自律性を軽視し、個人の意思をネイションの意思なるものに従属させようとするものだと捉え、それに反発するのが「道徳的批判」である。すなわち、ナショナリズムの下では個人のアイデンティティや道徳意思がネイションへの所属によって無批判に規定されてしまうとみなし、そういう事態を批判することが、ポパーのナショナリズム批判の眼目であると理解できる。そうだとすれば、「哲学的批判」に応答することが、「社会学的批判」や「道徳的批判」に答えることにもつながると言えよう。本報告ではそのように捉え、「哲学的批判」に焦点を絞りたい。

確かに、ナショナリズムの多くの議論は、個人は、生まれ落ちたネイションから強い影響を受けると考える。文化や伝統は、アイデンティティの重要な構成要素であることを認める（タミール 2005=1993: 第一章; ミラー 2007=1995: 73-79; Yack 2012: 79-82）。

それはリベラル・ナショナリズム論も例外ではない。多くのリベラル・ナショナリズムの議論が個人のアイデンティティの形成にナショナルなものが強く関与していることを認める。例えば、ヤックの議論である。ヤックは、人間の自我やアイデンティティが、生まれ落ちたネイションの影響を受けて形成されると捉える。人間は寄る辺なき弱き者として生まれてくる。その後、長い時間をかけて、両親を始め家族や部族、社会に助けられ、彼らから学び、影響を受けつつ、精神を形成していく。したがって、人間の精神・人格の形成は生れ落ちた文化の影響を強く受ける。これは、個々人の意志的行為に先立つものである。

これは現代の実証的な社会心理学の議論から見ても事実だと言えるだろう。人々の認知や思考の様式、自己観や道徳観、動機づけ、推論の方法などには文化差が存在する（北山 1998、石井 2010）。例えば、特定の言語（母語）の特徴の影響を受ける。しかし、文化決定論に陥る必要はない。人間は、自分の精神や人格が文化の影響を受けて構築されていることを意識化し、客観視し、批判や修正もできる。

多くのリベラル・ナショナリズムの議論も、個人のアイデンティティがネイションの文化の影響を受けて形成されると同時に、それに完全に決定されるとは考えない。少なくとも部分的には、それを客観視し、自己批判することもできると考える。また、その意義を大いに認めている。

例えば、ヤックは、道徳判断の多元性を重視し、同胞との絆（社会的友愛）や愛国心などのナ

ショナルなものを、正義原理などの観点から批判的に吟味することの重要性を強調する（Yack 2012: 177-183）。キムリッカも、個々人のアイデンティティが、自らが生まれ落ちたナショナルな文化の強い影響を受けて構成され则认为。だが、そのうえで、個々人が、文化的なものや宗教的なものを含め自分自身のアイデンティティを構成する様々な属性を批判的に見つめ、疑っていくことが可能であるとし、そうした反省的熟慮の重要性を強調している（Kymlicka 1989: 51-52）。

アイデンティティが文化の影響を受けるのは確かであるが、人は、それを批判的に検討することもできるのである。

このようなリベラル・ナショナリズムの議論を念頭に置けば、ポパーのように、ナショナリズムは一種の文化的決定論に立つと理解し、そこからナショナリズムを批判することは一面的だと言わざるを得ない。

だが、批判的合理主義とナショナリズムの両立可能性を論じる本報告の意図からすれば、ナショナルなものに対する自己批判の可能性やその価値を強調するだけでは不十分である。自己批判がナショナルな文化の外部で行われると想定してしまえば、ポパーの主張するようにネイションやナショナルな文化から次第に距離を置くことこそ進歩であり、合理的だということになってしまうからである。

本報告の目的からすれば、批判もまた、ネイションを基盤としてこそ最もよく行われ得るということを明らかにする必要がある。

この点について、本報告では次のような順序で考えていく。本節の残りの部分では、まず、リベラル・ナショナリズムの議論を参照しつつ、批判的吟味を行いうる最適な場とはネイションであると論じる。次に、ポパーの言語論を手がかりにしながら、批判的吟味という行為自体文化的色彩を実は帯びたものであるということ、

そして批判的吟味の能力の育成は文化的文脈に配慮せざる得ないゆえに、ネイションの自己決定が要請されるということを述べる。

加えて、次節では、「多数のネイションからなる世界」のほうが、ネイションを軽視するコスモポリタニズムやグローバリズムの世界秩序像よりも批判の最適化という観点からみて優れているということを論じたい。

（２）批判的吟味の間としてのナショナルな環境——リベラル・ナショナリズム論の知見から

リベラル・ナショナリズムの議論からは、批判的吟味という行為が最も活発に行われるのは、実はナショナルな場ではないかという議論をいくつか得ることが可能である。

そもそも前節で概観したように、リベラル・ナショナリズムの議論は、平等（再分配的福祉政策）や民主主義という理念を重視する政治を最も行いやすい場はネイションであると主張する。ネイションのもたらす人々の間の連帯意識や相互扶助意識が、平等や民主主義を重視する政治の円滑化を図るために不可欠だと考えるからである。この点自体が、批判的吟味という行為を行う場としてのネイションの適切性を主張するものだとして受け取ることが可能である。例えば、再分配政策を通じて平等を円滑に追求できる政治共同体においてのほうが、政治的なものでも非政治的なものであっても、批判的吟味に多くの人々がよりよく加わることができるであろう。貧困に苛まれ、生活に追われる人々は、批判的吟味の行為に従事することは難しいからである。

そのほかの点でも、リベラル・ナショナリズムの議論は、ナショナルな環境でこそ、批判的吟味が最も円滑かつ活発に行いうるという議論を提示する。ここではウィル・キムリッカの議論、およびキャサリン・フロストの議論に言及したい。

キムリッカは、言語に着目する。キムリッカは、真に大衆的な集合的意思形成は共通の言語を持つユニットの中でのみ生じると述べる（キムリッカ 2012=2001:298）。その上でキムリッカは、ネイションは、實際上、共通の言語を有する場合が多いことから、ネイションが正当な政治的決定を下す基本単位であるべきだと主張する。この場合の共通言語とは、日常生活の言葉（vernacular）を指す。キムリッカは、民主的熟議とは、大衆が、自己の生活感覚を言語的に表明し、レトリックなどもまじえ、互いに微妙なニュアンスまで理解し合えてはじめて十全なものとなると強調する。

複数の言語を持つ人々からなる集団において民主的意思決定を試みるという場面は現代では大いにありうる。例えば、EUのような地域統合体における決定である。しかし、キムリッカによれば、ネイションより上位のこうした政治的意思決定は、言語を共有するネイションと比べた場合、民主的決定の主体としての正当性は低い。なぜなら、たとえ欧州のように複数の言語を話すことができる人がまれではない地域であっても、母語と同様に使用できる水準まで第二言語の能力を高め維持することのできる機会に恵まれている者は限られたエリートのみだからである。異なる母語を持つ者が話し合うトランスナショナルなレベルにおける熟議は、エリート支配的になり、多くの普通の人々が十分に参加することが難しい。

キムリッカの議論から、やはり共通の言語を有する政治共同体、すなわちネイションこそ、批判的吟味が最も行われやすい場だと言うことが引き出せると言えるだろう。

他に、この点に関して、リベラル・ナショナリズムの立場に立つカナダの政治理論家であるフロストの議論も興味深い。

フロストは、ネイションとは様々な表象（representation）行為を行うための参照枠組み（fra

me of reference)だとみなすべきだと主張する(Frost 2006: 93-97)。フロストは、N・ルーマンの議論に依拠しつつ、人々は世界の複雑性を一定のかたちで縮減していかなければ個人としても行為しにくいし、また集団としても各人の行為の調整を行い難いと論じる。そして、人は複雑性の縮減のための一定の参照枠組みを必ず必要とすると考える。フロストによれば、ネイションとはある一定の地域に暮らす人々にとってのそうした共通の参照枠組みをもたらしものである。フロストの言う「参照枠組み」とは共通の言語や認識の様式、行為の慣習なども含む非常に広範な観念である。なんらかの共通の参照枠組みがあってはじめて、人々は複雑な世界のなかで行為でき、他者ともコミュニケーションを図ることができ、相互理解も可能となるとフロストは述べる。

フロストは、批判的吟味という行為について特に語っているわけではないが、これについても共通の参照枠組みが必要だということは言えるであろう。共通の参照枠組みがなければ、複雑性が縮減されず、認識活動にも制約がかかると同時に、他者との相互理解も困難となる。円滑な認識活動や他者との相互理解は、批判的吟味的前提条件であるゆえ、より活発な相互吟味を行うためには共通の参照枠組みをもたらしものであるネイションが必要である。フロストの議論を援用しつつ、このように語ることができるであろう。

以上のように、リベラル・ナショナリズムの議論に基づけば、批判的吟味という行為を行う最適な場としてネイションを見ることができると思われる。

(3) 批判的吟味の過程やその条件の文化的性格

この項では、批判的吟味の過程やその条件の文化的性格について考えてみたい。

周知のとおり、ポパーは、批判的吟味の方法について触れる際、しばしばドイツの心理学者 K・ビューラーの言語理論に言及する(ポパー 1980=1963: 218-219)。ビューラーは、子どもの言語発達を研究し、言語には三つの機能があると指摘した。「表現機能」(自分の感情を表現する機能)、「信号的・刺激的・解放的機能」(他者の注意を促す機能)、「記述的機能」(事態を描写する機能)である。

ポパーは、ビューラーの議論を高く評価しつつも、これだけでは言語の持つさらに重要な機能を捉えそこなっていると述べる。ポパーによれば、言語には第四の機能もあり、それは「論証的・説明的機能」と称すべきものである。ある事柄を言い表すと同時に、それが真実であるかどうか吟味する機能である。ポパーは、この第四の機能を重視した。これこそ人間と他の動物とを分けるものであり、人間が理性的存在だとされる理由そのものだと考えたからである。

ポパーは生物学に精通し、進化論に深い興味を抱いていたことから、言語の重要性も進化論と関連付けて説明する。ポパーは、人間が言語の「論証的・説明的機能」を用いる能力を獲得したことが、他の動物と格段に違う人間の優れた適応能力に結び付いたと考える。ポパーは自己批判を重視する。人間は、自分を批判的に見つめることができるので、他の動物と異なり環境に淘汰されずに済む場合が多いと述べる。つまり、人間は、自分自身と自分の認識や信念とを切り離し、それらを客体視し、そこに含まれる誤りを修正できる。他方、人間以外の生き物は、自分の誤った認識を修正できず、それとともに死んでしまう。ポパーは、人間が自分の認識を客観的に見つめ、それを修正する能力を高く評価する。そこに人間の理性を見出す。

ポパーは、このように自己を客体視する能力を非常に重視するが、それを可能にする道具として言語を理解する。人間は言語を通じて自分

の認識や考えをいわば自分の外に出すことにより客観的に見ることができるようになると捉える。ポパーのこうした見方は、欧米で言語的自己表現の能力がなぜ非常に重視されるのかをよく説明しているといえる。

言語と批判的吟味の関係性についてのポパーの説明はわかりやすい。しかし、私は、ポパーのこの議論に対して、若干の違和感をずっと抱いてきた。言語的自己表現は自分を客体視し、自己批判を行う一方法に過ぎず、他の方法も存在し、そちらも同じくらい重要だと思うからである。

他の方法とは、例えば、人々が感情移入能力を磨き、他者の気持ちを敏感に感じとり、他者の視点を内面化し、そこから自分を見つめるという方法である³。

ポパーが強調する自己客体視の方法を、便宜的に「言語化による思想の外在化の方法」と称するとすれば、ここで私が指摘する方法は「感情移入による他者の視点の内面化の方法」とでも呼べる。前者だけでなく後者も、自己客体視や自己批判の方法である。

例えば、評論家の山崎正和は、世阿弥の「離見の見」という観念を取り上げ、そこから芸道における主体性、ひいては日本文化に潜在する主体性の理論を展開した（山崎 1983: 56-60）。世阿弥は、能の上達には、観客の目を感受し、内面化することが大切だと論じた。観客の目を内面化すれば、踊り手は、自分の後姿をも思い浮かべ、吟味できるようになり、美しい所作が可能になると述べたのである。

「言語化による思想の外在化」と「感情移入による他者の視点の内面化」とのどちらの方法を強調するかは、文化差があるようだ。社会心理学の一分野である文化心理学の実証的知見によると、欧米では前者、日本をはじめとする東ア

ジアでは後者が強調される傾向があることがいくつかの研究で明らかにされている（E.g., Heine, S., et.al. 2008; Cohen and Hoshino-Browne 2013）。

例えば、カナダの社会心理学者 S・J・ハイネは、「頭の中の鏡——客観的自己意識の文化的差異」（“Mirrors in the Head: Cultural Variation in Objective Self-Awareness”）というユニークなタイトルの論文を書いているが、これは文字通り、日本人は米国人と比べ、自分を客観視する際、あたかも鏡に映った自分を見つめるように、他者の観点を内面化し、そこから自分を思い浮かべるという手法をとる傾向があることを実証的に明らかにしたものである（Heine, et.al. 2008）。

また、発達心理学や比較教育学などの知見に基づけば、こうした批判的吟味の主な手法の文化差は、子育てや教育を通じて、あるいは言語的習慣を通じて、受け継がれていると言える。例えば、家庭や学校でのしつけや教育において、日本では思いやりや行儀作法が、欧米では言語的自己表現がそれぞれ重視される（東 1994: 第4章）。この違いも、自己客体視の仕方の文化差が表れたものだと解釈できよう。日本で思いやりや行儀作法が重視されるのは、他者の目から自分を見つめ、自己の行為や思考を批判的に吟味し、反省する能力を子どもに身に付けてほしいという昔からの日本の親の願いが反映されているからだと解釈できる。他方、欧米では言語的自己表現の発達が強調される傾向にあるが、これも、言語的に自分の考えを外に出すという手法で自己を客体化し、批判的吟味の能力を学んでほしいという半ば無意識の文化的な考えから由来するものだと捉えることができるであろう。

我々は普段ほとんど意識しないが、このよう

（2018: 第二章）。

³ 批判的吟味のこの方法が想定できることについての詳細は以下の拙著を参照してほしい。施

に、批判的吟味の主な手法についても文化的なものが反映している。批判の能力をどのように育むかに関しても、文化によって差異が存在する。批判とはいかなる過程を通じて行われるのか、批判的能力とはどのようなものか、あるいは、それを育成する方法や環境とはいかなるものなのか、ということにも文化が関係してくる。こうしたことを考慮すると、あるネイションにおいて批判的吟味の最適な環境を作り出すためには、そのネイションの文化的文脈を知的にも感覚的にも熟知する者たちが主体となり、試行錯誤を繰り返していく必要があるのではないだろうか。この必要性から、ネイションの自己決定の重要性が導かれると思われる。

第5節 多数のネイションからなる世界の適切性

前節では、批判的吟味という行為を行う最適な場はネイションではないか、また、最適な批判的吟味の場を作り出すためにはネイションの自己決定を重視する必要があるのではないかとということを論じた。

本節では、引き続き批判的吟味の最適化という観点に立ったうえで、世界に多数の様々なネイションが存在し、それらの間の活発な相互交流があった方がいいということを論じたい。

ヴィンセントによれば、20世紀初頭のウィーンで幼少期を過ごしたポパーはハプスブルグ帝国下でのコスモポリタンな環境への郷愁があったという (Vincent 2005: 50-52)。

だが、ポパー自身の郷愁に反して、ポパー哲学が重視する活発な批判的吟味が行われる最適な場とは、ハズニーの用語で言う「多数のネイションからなる世界」だとみなすことができるのではないか。つまり、最適な批判を生じさせるのは、ナショナルかつ自由民主主義的な環境であり、また、多数の異なるネイションが平和

共存し、互いに学び合う世界だということができるのではないか。

この点について、ハズニーの「ナショナリズムの美德」についての議論は興味深い。ハズニーは、多くのネイションからなる世界秩序は、「ネイションの知恵と成果に関して謙虚さを前提とする理想である」(2021=2018: 270)と述べる。なぜなら、ナショナリストは、自分のネイションの伝統や慣習に対する愛着や忠誠と同時に、それに対する懐疑心も持ちうるからである。ハズニーは次のように言う。ナショナリストは、「自分のネイションの伝統とそれに対する忠誠心の中に偉大な真理と美があることを知っている。ただし、それが人間の知識の総和ではないことも知っている。自分のネイションにはない真実と美がほかの場所にもあるからだ。このような要因がバランスを生み出し、特定の歴史と状況の産物とされる自分のネイションから継承したものについて、適度な懐疑心を持てるようになる」(270-271)。「……このような穏健な懐疑主義は、自分のネイションの伝統への強い忠誠心を排除しないが、必要に応じてそれを修復し、改善しようとする意欲を生み出す」(271)。つまり、複数の異なるネイションからなる多元的世界では、人々は自分のネイションに対する愛着や忠誠と、それに対する懐疑心を併せ持つことができるのではないかというのである。この点は、批判的吟味とナショナリティとの関係性を考える本報告の意図からすれば非常に大切である。

ここまで、批判的吟味が活発に行われるためには、政治共同体の人々との間の連帯意識や相互扶助意識、および共通の言語、あるいは言語や一定の行動様式や認識図式を構成要素とする共通の参照枠組みが必要であると論じてきた。そして、現代社会においてそうしたものをもっともよく備えたものとしてネイションが同定されることも述べた。加えて、批判の最適な場を整

備していくためにはネイションの自己決定も重要だと言えるのではないかと議論してきた。

しかし、同時に、人々は自己のネイションの文化、ネイションのあり方、あるいはそれがもたらす共通の参照枠組み自体に対しても疑念を持ち、その絶えざる改善を目指していく必要がある。

この点は、言語を念頭に置けばわかりやすいかもしれない。人が思考や批判的吟味を十分に展開していくには、いわゆる「国語」(national language) (日常生活の感覚とつながりつつ、高級語彙も備えた言語) が必要である。多くの人は国語のように外国語を自由自在に用いることはできないため、十分な思考や吟味を外国語で行うことは難しい。したがって、なるべく自分のナショナルな言語を発展させ、洗練した言語にしていかなければならない。

しかし、多くの言語学的研究の知見が示してきたように、どの言語も、複雑な世界をある限定された形に切り取るものでしかない。人々の認識や思考、行為は、言語によって一定程度影響を受け、制約されることは免れない。人は、自分の慣れ親しんだ言語でなければ、十分に高度な思考を行うことは難しいが、その言語によって制約も受けざるを得ない。この制約をできる限り小さくしていくためには、常に、自国の言語を客観視し、その制約を意識していくほかない。そのためには、他の言語を学び、他の言語の観点から自言語を見つめていく必要がある。

以上のことは、言語だけでなく、フロストの用語でいう参照枠組み一般に当てはまるであろう。言い換えれば、人々が活発な批判的吟味を行っていくためには、ナショナルな言語や連帯意識などのナショナルなものが不可欠であり、それらを発展させていかなければならない。それと

同時に、そのあり方自体を常に他のネイションの観点から批判的に吟味し、改善を試みていく必要もある。

このことから、批判的吟味が最も円滑に行われる場とは、各ネイションがしっかり存在し、なおかつそれら相互の学び合いが積極的に行われているような秩序だと言えるのではないか。すなわち、多数のネイションが共存・共栄する多元的世界だと言えるのではないだろうか。

第 6 節 結びにかえて——グローバル化のもたらす諸問題に対するナショナルなものの意義

現在の新自由主義に基づくグローバル化の進展は、深刻な問題を各国にもたらしてきた。経済的格差の拡大、民主主義の機能不全、国民の分断(エリート層と庶民層の分断)などである⁴。これらの問題の解消を目指すためには、やはりナショナルなものの再評価が必要であろう。EU というグローバルな秩序から離脱した英国国民が英国というネイションでやっていくことを半ば無意識に選んだように、あるいは反グローバリズムを推奨するトランプ派の人々が米国というネイションに着目するように、グローバル化の問題を改善しようとするときに否応なく前面に出てくるのはやはりネイションなのである⁵。

本報告では、厳しいナショナリズム批判を展開したことで著名なポパーのナショナリズム観を手がかりとしつつ、ナショナルなものが、批判的吟味の大切さを強調する批判的合理主義の観点から擁護可能であるか考えてきた。

ここまでの議論で論じてきたように、ポパーのナショナリズム観は一面的だと言わざるを得ない。確かに、ポパーが警鐘を鳴らすように、自己のネイションに対する忠誠や愛着の念が個々

⁴ この点については、拙稿(施 2017: 6-9)をご参照願いたい。

⁵ 例えば、フランスの歴史人口学者 E・トッドは、現在の欧米諸国の庶民の多くはグローバル化のも

たらす経済的格差の拡大や民主主義の機能不全のため疲弊しており、「国民国家への回帰」を望んでいると論じる(トッド 2016: 65-67)。

人の判断能力を曇らせ、独断かつ自己中心主義に陥ってしまう場合も少なくない。

しかし、人々は自己のナショナルなものを批判的に見つめ、その改善を図っていくこともできる。加えて、リベラル・ナショナリズムが論じてきたように、ナショナルなものは、自由民主主義社会の建設に資する面も大いにある。また、批判的吟味の行為自体が最も活発に行われうるのは、ナショナルな枠組みだと言える。さらに、批判という行為自体が特定の文化の色彩を帯びており、批判の最適な場を整備していくためにはネ이션に自己決定の権限が備わっている必要もあると言える。

ポパーはこうした側面を見落としている。本報告は、それを指摘することにより、グローバル化とナショナリズムをめぐる議論に少しでも寄与できればと考えるものである。

引用文献表

(アルファベット順)

- Agassi, J. 1999 “The Notion of the Modern Nation-State: Popper and Nationalism,” in Jarvie, I. and Pralong, S., *Popper’s Open Society after 50 Years: The Continuing Relevance of Karl Popper* (London: Routledge)
- 東洋 1994『日本人のしつけと教育——発達の日米比較にもとづいて』東京大学出版会
- Cohen, D. and Hoshino-Browne, E. 2013 “Insider and Outsider Perspectives on the Self and Social World,” in Sorrentino, R. M., Cohen, D., Olson, J. M. and Zanna, M. P. (eds.), *Cultural and Social Behavior: The Ontario Symposium Volume 10* (London: Routledge)
- Frost, C. 2006 *Morality and Nationalism* (London: Routledge)
- Gans, C. 2003 *The Limit of Nationalism* (Cambridge University Press)
- Hacohen, M. H., 2002 *Karl Popper: The Formative Years 1902-1945* (Cambridge: Cambridge University Press)
- ハズニー、ヨラム 2021=2018 庭田よう子訳(中野剛志、施光恒解説)『ナショナリズムの美德』東洋経済新報社
- Heine, S. J., Takemoto, T., Moskalenko, S., Lasaleta, J., and Henrich, J. 2008 “Mirrors in the Head: Cultural Variation in Objective Self-Awareness,” *Personality and Social Psychology Bulletin*, vol. 34
- 石井敬子 2010「文化と認知——文化心理学的アプローチ」(石黒広昭、亀田達也編『文化と実践——心の本質的社会性を問う』新曜社、所収)
- 川瀬貴之『リベラル・ナショナリズムの理論』法律文化社、2021年
- 北山忍 1998『自己と感情——文化心理学による問いかけ』共立出版。
- 栗田佳泰『リベラル・ナショナリズムの憲法学——日本のナショナリズムと文化的少数者の権利』法律文化社、2020年
- キムリッカ、ウィル 2012=2001 岡崎晴輝、施光恒、竹島博之監訳『土着語の政治』法政大学出版局
- Kymlicka, W. 1989 *Liberalism, Community and Culture* (Oxford: Oxford University Press)
- Margalit, A. and Raz, J. 1990 “National Self-Determination,” *Journal of Philosophy*, vol. 87, no. 9
- Miller 1993 “The Nation-State: a Modest Defense,” in C. Brown (ed.), *P*

olitical Restructuring in Europe: Ethical Perspectives (London: Routledge)

- ミラー、デイヴィッド 2007=1995 富沢克、長谷川一年、施光恒、竹島博之訳『ナショナリティについて』風行社
- ポパー、カール 1972=1974 森博訳『客観的知識——進化論的アプローチ』木鐸社
- ポパー、カール 1980=1963 藤本隆志、石垣寿郎、森博訳『推測と反駁』法政大学出版会
- ポパー、カール 1980=1974 内田詔夫、小河原誠訳『開かれた社会とその敵』第一部、未来社
- ポパー、カール 1980=1974 内田詔夫、小河原誠訳『開かれた社会とその敵』第二部、未来社
- Popper, K. 1974 “Autobiography of Karl Popper,” in Schilpp, P. A. (ed.), *The Philosophy of Karl Popper* (La Salle, IL: Open Court)
- 施 光恒 2005 「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望」(萩原能久編『ポストウォー・シティズンシップの構想力』慶應義塾大学出版会、所収)
- 施 光恒 2009 「リベラル・デモクラシーとナショナリティ」(施 光恒、黒宮一太編『ナショナリズムの政治学』ナカニシヤ出版、所収)
- 施 光恒 2017「リベラル・ナショナリズムの可能性——新自由主義に基づくグローバル化の波に抗して」『倫理学年報』第66集
- 施 光恒 2018『本当に日本人は流されやすいのか』角川新書
- 施 光恒 2012 「リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想——D・ミラーの議

論の批判的検討を手がかりとして」(富沢克編『「リベラル・ナショナリズム」の再検討』ミネルヴァ書房、所収)

- 白川俊介 2012『ナショナリズムの力——多文化共生世界の構想』勁草書房
- Soutphommasane, T. 2012 *The Virtuous Citizen: Patriotism in a Multicultural Society* (Cambridge: Cambridge University Press)
- 立花希一 1988「民族主義の倫理的考察——K・R・ポパーの民族問題に対する発言を手掛かりとして」『秋田大学教育学部研究紀要 (人文科学・社会科学)』第38集
- タミール、ヤエル 2006=1993 押村高、森分大輔、高橋愛子、森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房
- トッド、エマニュエル 2016 堀茂樹訳『問題は英国ではない、EUなのだ』文春新書
- Vincent, A. 2005 “Nationalism and the Open Society,” *Theoria: A Journal of Social and Political Theory*, no. 107
- Yack, B. 2012 *The Moral Psychology of Community* (Chicago: Chicago University Press)
- 山崎正和 1983「変身の美学——世阿弥の芸術論——」(山崎責任編集『世阿弥 (日本の名著10)』中央公論社、所収)。

編集後記

今回は 2022 年 8 月に行われた研究大会シンポジウム発表の完成稿を掲載しました。なお、柴山桂太氏と黒宮一太氏の原稿につきましては、諸事情により掲載できませんでした。研究会のホームページも随時更新されていきますので、またご確認いただければ幸いです。

なお、本号から会員総会の議事録は直接会員にメール送付することになり、機関誌には掲載しないことになりました。

本号についてのご意見等につきましては、編集委員（現在は、志村 昌司 shojishimura@gmail.com）までご連絡いただければ幸いです。

批判的合理主義研究（通巻 24 号）

2021 年 12 月発行

本誌は、『ポパーレター』（1989～2008,
通巻 38 号）を改題し、継承したものです。

発行人 志村 昌司

編集・発行 日本ポパー哲学研究会事務局
機関誌編集部

〒600-8018 京都府京都市下京区市之町2
51-2 壽ビルディング 2F

TEL. 090-3842-9002

Email:shojishimura@gmail.com

入退会・名簿変更、会費徴収・会計管理に
関しては、「日本ポパー哲学研究会事務局組
織・会計部」にお願いいたします。

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8
中央大学大学院法務研究科 冨塚研究室
2826 号

tel. 03-5368-3661

fax. 03-5368-3630

e-mail h00370@tamacc.chuo-u.ac.jp